

## 第53号議案

### 財産の処分について

上記の議案を提出します。

令和6年6月13日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

#### (提案理由)

区役所庁舎に係る建物の第三建設事務所に関する専有部分について、区分所有面積の割合に応じた当該建物の敷地に係る土地の共有持分を売り払うに当たり、議決の必要がある。

## 財産の処分について

中野区役所庁舎に係る建物の東京都第三建設事務所に関する専有部分について、区分所有面積の割合に応じた当該建物の敷地に係る土地の共有持分を下記のとおり東京都に売り払う。

### 記

- 1 土地の所在  
東京都中野区中野四丁目2番139
- 2 土地の種類及び面積  
宅地 8,557.38平方メートル
- 3 売り払う共有持分の割合  
10,000分の963
- 4 処分価格  
金1,650,000,000円